

伊予商工会議所会報誌 チラシ折込に関する規程

第1 目的

この規程は、当所会員企業の発展と情報提供を図ることを目的とする。

第2 内容

当チラシ折込は、企業の経営活動に資する書類等を当会議所会報誌に同封することを指す。

第3 チラシ折込の対象者

折込チラシを利用出来る者は、当会議所会員企業とする。但し、関係官公庁・行政・公的団体等はこの限りではない。

第4 利用の制限

当チラシ折込は、企業の経営活動に資する書類等を当所会報誌に封入するものであり、その内容や作成責任を有する企業等に対して、信用を与えるものではないこと及び、下記事項のいずれかに該当した場合は、利用を制限することとする。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告または個人宣伝に関すること。
- (3) 関係法規に違反すること。
- (4) 誤解を与える恐れがあること。
- (5) 他の会員、消費者に不当な利益を与える恐れがあること。
- (6) その他、当チラシ折込利用上不当と認められること。

2 当チラシ折込では、折込月（利用月）が希望に添えない場合がある。また、折込の順番は、当所の決定に従うこととする。

第5 利用の停止

前条に反する、あるいはその他の理由により不相当と認められる場合、当チラシ折込は履行しないこととする。

第6 責任の帰属

当チラシ折込に関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応することとする。当チラシ折込により生じた取引上のトラブル等について、当所は一切の責任を負わない。

第7 利用料金

当チラシ折込の利用者は定められた金額を利用月の翌月末までに当会議所へ支払わなければならない。
(チラシ折込料金)

サイズ	折込料金（消費税抜き）
A 4 または B 5	1 枚折込につき 5, 0 0 0 円
A 3 または B 4 2 つ折り	1 枚折込につき 7, 5 0 0 円
パンフレット・冊子 (30 g まで)	1 部折込につき 1 0, 0 0 0 円

2 会員企業へ情報提供する必要のあるチラシ（内容）について、当会議所から関係官公庁・行政・公的団体等へ依頼した場合は、チラシ折込料金は無料とする。

第8 書類等の納品

書類等は、当所が指定する部数を各自用意し、原則、発行月の前月末までに当所が指定する場所に納品することとする。また、残部が発生した場合は、原則、返品しない。なお、折込可能な大きさは、原則、A 4 判、B 5 判とし、A 3 判、B 4 判については、二つ折り（A 4 判以下の大きさ）にして納品することとする。

附則 本規程は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

伊予商工会議所会報誌 チラシ折込申込書

令和 年 月 日

伊予商工会議所 御中

チラシ折込に関する規程を承諾し、下記のとおりチラシ折込を申込みます。

事業所名			
代表者名			
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者		担当者連絡先	

申 込 内 容	
同封希望月 ※いずれかに○印を付けて下さい	4月 ・ 7月 ・ 10月 ・ 1月 ・ (月)
折込チラシのサイズ ※いずれかに○印を付けて下さい	A4 ・ B5 ・ A3 ・ B4 ・ パンフレット ・ 冊子
折込チラシ種類 (枚数)	種類 (枚)
支払方法	現金 ・ 振込